

3 原子力被災12市町村農業者支援事業 及び営農再開支援事業（家畜導入）手続き

※オレンジ色の箇所⇒事業実施主体が行う事務

※営農再開支援事業（家畜導入）の手続きもほぼ同様です。

①作成・提出

農業者自らが「事業実施計画書」（添付書類含む）を作成、市町村へ提出

②確認

市町村が「事業実施計画」を確認、「事業実施計画書」を所轄の県農林事務所へ提出

③審査

県農林事務所が審査

④承認

県農林事務所が農業者へ「事業実施計画承認」「補助金割当内示」を通知

⑤申請

農業者が県農林事務所へ「補助金交付申請」を提出

⑥決定

県農林事務所が農業者へ「補助金交付決定」を通知

⑦実施

農業者が県農林事務所へ「事業着手届」を提出

⑧完了

農業者が県農林事務所へ「しゅん功届」（工事を伴う場合）、事業の「完了報告書」を提出

⑨報告

農業者が県農林事務所へ「事業実績報告書」を提出

⑩検査・確定

県農林事務所が事業実績を確認、農業者へ「額の確定」を通知

⑪請求

農業者が県農林事務所へ補助金の交付（支払い）を請求

⑫支払

県農林事務所が農業者へ補助金を交付（支払い）

⑬管理

農業者は補助金関係書類を整備・保管
（上記①～⑫の書類をファイルに順番どおり綴じておきます。）